

第11回 仮称中野区自治基本条例に関する審議会議事録

日 時 2004年10月24日(日) 13時~17時

会 場 区役所4階庁議室

出席委員 廣瀬会長、藤原副会長、谷本委員(学識経験者委員)

伊丹委員、小林委員、星野委員、渡辺委員(区民委員)

<議論内容> 区民合意による地域規約について

【廣瀬会長】 第11回仮称中野区自治基本条例に関する審議会を開催します。今日は、前回の続きで、「区民合意による地域規約」からです。本日配布された<資料1 (仮称)中野区自治基本条例に盛り込むべき内容>の16ページ「7-4 区民合意による地域規約」をご覧ください。「地域規約」という言葉がはじめてでてきています。連署の割合は前回の資料では空欄でしたが、ここでは「3分の1」という案になっています。前回の資料では「発案」となっていたものが、地域の住民自らが決めて取り組むという意味をはっきりさせるため、「地域規約」に変えています。

【渡辺委員】 区民同士の合意形成に至るまでのプロセスに職員がどのように関わのでしょうか。以前も議論になったと思いますが、「区の職員の支援」は書き込まれないのでしょうか。

【星野委員】 私も条文にしないまでも、区の支援はほしいと思います。しかし、自分たちの自治は、自分たちで決めて、それを実施に至るまでやっていかなければならないので、あまり条文には支援について書かなくてもよいと思います。

【田辺区長室長】 文章化するかどうかは別にしても、条文化すればこの仕組みがすぐに動くとは考えていません。この答申をいただいてから、区として具体化を検討していきます。今後の検討の中で、過渡的な支援などをどうするかなども検討しなければならないと考えています。

【鈴木政策計画担当課長】 具体的には規則の制定について検討することになります。様式や区民への必要な情報提供をどうするかなどを決めていくことになります。区民が権利として持っている主体的な自治の営みを、信託を受けている区が支援するということを条文には入れにくいのではないのでしょうか。

【谷本委員】 条文に書きこむのはむずかしいと思いますが、区が具体的な検討を進める

際には、自治基本条例を推進する窓口をつくり、区民にも分かりやすいものにするのをぜひ検討してほしいと思います。

【廣瀬会長】 答申の書き方についてですが、条文にすべきものを書いて、その解説をするだけでなく、関連して議論した事項、条文には盛り込まなかったけれども審議した事項などを、書き込むようにすべきであると思います。この地域規約についても、関連する施策の情報、区のルールとの調整など、区の当然の協力体制として不可欠ことがありますので、それについて言及していく必要があります。

【渡辺委員】 「支援」ということばがよくないのかもしれませんが、必要なことは役割分担として行政に担ってほしいし、それを盛り込んでほしいと思います。

【廣瀬会長】 政策情報の提供は、「7-3 区政情報の提供」の部分で書かれていますので、条文としてはカバーされていますが、この条文においても情報提供が確保されることが必要である旨を「基本的な考え方」の中に盛り込むこととします。「地域規約」ということば、「3分の1」の連署についてはいかがでしょうか。

【谷本委員】 これから細かな手続を決めることになると思いますが、提案をしたいと思った区民が、具体的に3分の1の人たちの情報をどう把握するのかなどのルールを決める必要があります。個人情報の保護との関連もあります。これらのルールを決める際にも区民の意見を聴くことを提案したいと思います。

【藤原委員】 検討すべきことが3つあります。一つは、3分の1の連署を集めるときに、個人情報を取得できるのかどうか。二つ目は、具体的な手続を規則で決めるときに、利用する区民が使いやすいように、事案やシミュレーション事例をつくるとよいと思います。三つ目は、条文中の「直接」ということばです。不正確な概念をあまり使わない方がよいと思います。規則で典型事例を示すことができればよいと思います。

【廣瀬会長】 「地域」のルールであれば、ある程度影響を受ける区民のエリアが明確になるとは思いますが、「課題」となると例示を考えるとやや難しいと思います。

【藤原委員】 施策がどのようなものか定義せざるを得ないでしょう。

【星野委員】 地域の本体がよくみえてきません。施策が地域限定のものなのか、どこの地域でも通用するものなのかなど、さまざまな場合があります。「その施策の影響を受ける」とした方がよいと思います。施策はこれからみんなが生み出すもので、細かく規定しない方がよいと思います。

【伊丹委員】 私の住んでいる集合住宅は、住居部分だけで220世帯を超え、いろいろ

な利害関係もあります。これを1つの地域とみなせば、この「3分の1」の規定により別な動きが出てくるかもしれません。しかし、中野区全体をみれば、3分の1は非常に大きい。そういう場合は、区の支援を求めざるを得ません。「何名以上」という絶対数を組み合わせる方法もあるのではないのでしょうか。

【渡辺委員】 たとえば空いた学校をどうしようかという場合は、影響を受ける範囲は限りなく広がります。具体的な仕組みは今後構築するとし、その中身を区民と話し合って決めるしかないのではないのでしょうか。区民同士で決めたことは区長も尊重するという、そういう権利を区民がもっているという夢をここに描くとよいと思います。「3分の1」と書きこまなければいけないのでしょうか。

【廣瀬会長】 答申としては、「一定割合」として答申し、区が条例案をパブリック・コメントする段階でその割合を入れることも可能です。

【藤原委員】 私は、答申としても、「3分の1」と提案し、区民に問う方がよいと思います。

【小林委員】 私も「3分の1」と入れて答申した方がよいと思います。「直接影響を受ける」の「直接」は何を意味するのか、検討した方がよいと思います。

【谷本委員】 パブリック・コメント手続のときには、事例解説があった方がよいでしょう。学校の統廃合となれば、いま子どもを通わせている親や子どもたち、地域の卒業生、町会・自治会など、影響を受けると思う人たちがたくさん出てきます。例示を考えるとときに、区民からアイデアを募るのもよいと思います。それらを踏まえて、議論して、条例にどう盛り込むかの作業をするとよいと思います。

【廣瀬会長】 学校の統廃合でいえば、いま通っている子どもの親だけでは狭すぎます。校区の全住民であるという考え方もありますが、学校選択制があるのであれば、それでも狭いかもかもしれません。

【鈴木政策計画担当課長】 学校選択制の活用が多いので、全区的な事項といえると思います。

【廣瀬会長】 全区的な事項であれば地域からの提案として受け取れない場合があるなど、区が情報提供すべきですね。

【田辺室長】 例示するなかで、たとえば「法律に反する事項」などの除外事項なども明確にする必要があると考えています。

【廣瀬会長】 エリアが広ければ「3分の1」はきびしい。数百世帯のエリアであれば

地域を二分する争いにならないとも限りません。それらをどう配慮するかです。地域でまとまってこうしようという実績ができたときにそれを区長が認めなければならないときは、それを認めるチャンスをつくるというのがこの規定の意義であると思います。

【藤原委員】 それほど大きな範囲を想定しているわけではないですよね。そうでなければ、住民投票との仕分けができないことになります。

【田辺室長】 全区民が対象となるものは想定していないのではないのでしょうか。

【廣瀬会長】 30万都市なので、地区に分けても万の単位となる可能性があります。これまでの議論で、こういうチャンスをもつことの意義については一致したと思います。具体化にあたって配慮すべき点がありますが、今後検討するためのたたき台として「3分の1」を提案するということがよしいのでしょうか。個人情報の保護との関係において選挙人名簿などの閲覧などどうするのかということが課題として残っています。

<議論内容> 住民投票について

【廣瀬会長】 それでは、「7-5 住民投票」に進みます。ここでの答申案は、住民投票を参加の仕組みとして位置づけ、条例に盛り込むこととしていますが、個々の案件ごとに条例が必要であり、個別条例の中で決めるというものです。それから区長の尊重義務を明記し、発議については既存の制度のなかで、区長、区議会議員、区民のそれぞれに認められている手続を踏襲し、明記するというものとなっています。この点については、これまでの議論でもおおよその一致があったと思いますが、いかがでしょうか。

【谷本委員】 初めてこれを読む方には、と がだぶっているように感じられるので、整理が必要だと思います。

【藤原委員】 については、「住民投票の実施に関する条例の制定の請求及び発議は、区民及び区議会議員、区長のそれぞれができる」とすれば、それで足りるともいえます。それから、制度運用の確認ですが、住民投票条例の区民の請求は「50分の1」で、地域規約は「3分の1」ですから、住民投票の発議の方に集まりやすいといえますが。

【小林委員】 中野区で「50分の1」は約5,000人です。たとえば、中学校区の「3分の1」はというと、約6,000人になります。

【廣瀬会長】 住民投票の発議は、条例を区議会で審議するという制度ですから、人数の比較だけではないと思います。それでは、 についての表現については、工夫するということとします。

< 議論内容 > 条例の位置づけについて

【廣瀬会長】 「 8 条例の位置づけ」に進みます。法形式上の条例の上下関係はありませんが、基本的な方向性を包括的に位置付けるものであるという条例の性格を規定しています。他自治体では、より慎重な手続でなければ改正できない旨を規定している例もあります。

【谷本委員】 私は、むしろ条例の見直し検討を3年ないし5年後に行うという規定を設けることもありえると思います。

【藤原委員】 この自治基本条例は、やってみなければわからない部分もあり、見直し規定を入れることは議論の価値があると思います。狭い地域だからこそ、実験的に仕組みをつくり実践することができます。実験的な試みであれば、見直しをすることを想定してもよいのではないのでしょうか。

【小林委員】 地域規約の規定などを使いやすいものにすることを考えると、見直しをする方がよいと思います。

【渡辺委員】 区民による見直しの規定を設けることに賛成です。私たちの活動の場面でも、世の中の考え方、私たちの考え方が随分変わっていきます。条例が固定化すると、実態にそぐわない面が出てくることも考えられます。

【星野委員】 私もやってみなければわからない面もあり、見直し規定は必要であると考えます。早い時期に見直した方がよいと思います。5年後では遅いと思います。何年おきに見直すという規定の仕方もあるのではないのでしょうか。

【伊丹委員】 私も見直し規定を入れた方がよいと思います。基本構想は10年後に見直すことになっています。今回の基本構想の改定では、区民ワークショップを行うなど、相当のエネルギーを使っています。このような負担のことも念頭においてどういう見直し体制をつくるのかを考えなければならないでしょう。自治基本条例を区の憲法であるとする、すぐに見直すのはどうなのかという議論や3年で見直すとなると何のためにつくったのかという意見も出てくると考えられます。

【藤原委員】 自治基本条例は自治体の憲法であるという言い方をする場合もありますが、条例は条例です。法律でいえば基本法のような基本条例でしょう。この自治基本条例は新しい試みであり、ずっと見直されないとすると、実態と乖離し、お題目が書いてあるもののようにもなりかねません。せっかくつくったものを、3年なり5年で評価の仕方を決

めて見直し、悪かったところだけ修正し、よりよいものとしていった方がよいと思います。

【谷本委員】 基本計画の見直しは何年ごとを予定しているのですか。

【田辺室長】 基本計画は、前期を5年、後期を5年とし、5年後の見直しを3年目から始めることとなります。

【谷本委員】 自治基本条例の見直しを基本計画の見直しにあわせて行ったらどうですか。

【鈴木政策計画担当課長】 条例全体がPDCAの対象であると思います。この条例が十分であるとは考えません。行政運営の新たな手法の開発も考えられます。全体を見直すことも必要であると思います。

【廣瀬会長】 この条例制定はもともと基本構想の検討から提起されたものです。条例自体を基本構想の見直しの体系の中で行うという考え方と、条例の運営方法の見直しに関しては別なサイクルを設定するという考え方の両方が成り立つと思います。見直し期間をこの答申に盛り込むことについてはどうでしょうか。条例には具体的な年数等を入れることとなりますが、答申としては「一定期間」とすることもできます。

【藤原委員】 条例の見直し規定は、「条例の位置づけ」に規定することになりますか。

【廣瀬会長】 「条例の位置づけ」とは別な項目とした方がよいと思います。

【藤原委員】 文案としては「一定期間」とし、「基本的な考え方」の中に、これまでの議論の経過を盛り込めばよいと思います。

【廣瀬会長】 それでは、「9 条例の見直し」とし、囲みの中の本文では、施行後一定期間を経た後、区民参加により見直しを行う旨の文章を盛り込み、その「基本的な考え方」の中で適切な期間を設定すべきとの考え方を盛り込むこととします。

【藤原委員】 基本条例であってもPDCAの対象であり、変化の激しい時代にあっては不断の見直しがかえって基本条例の価値を高めるという趣旨も書いた方がよいと思います。

【廣瀬会長】 条例が活用され続けることにより、効力を高めるとの趣旨を盛り込むこととします。このほか、条例に盛り込むべき事項はありますか。なければ、全体の構成はひと通り終わりましたので、次は修正部分の点検に移ります。

< 議論内容 > 条例に盛り込むべき内容の修正部分について

【廣瀬会長】 資料の1ページに戻ります。基本的に網掛け部分が修正部分です。「1 - 1 条例の目的」は、全体の文章を2つに分けて、後半の主語を明確にしています。「基本的な考え方」は、これまでの議論を踏まえていねいに説明するとともに、規定している事項

の説明も具体的にしています。図の中の「豊かな地域社会の実現」は、「安心していきいきとした地域社会」に修正すべきです。条例の目的については、いかがでしょうか。

【渡辺委員】 図を示すことにより、自治基本条例が「区民の意見を反映させた区政」と「区民の自治の活動推進」の2つを目的としていることがはっきりしてよかったと思います。

【廣瀬会長】 区民の自治の活動推進については、「(仮称)市民の行う公共・公益活動推進条例」でも規定されています。自治の基本原則では、自治基本条例がカバーする範囲についての原則を定め、この推進条例も含めて、その具体化による施策についての原則となっています。他にご意見がなければ「1-2 用語の定義」に進みます。ここにある「政策形成周期」は「政策周期」とした方がよいと思います。「政策サイクル」ということばがありますが、日本語の方がよいということであれば「政策周期」でよいと思います。「形成」はサイクルの前半を指すようにとられがちです。

【藤原委員】 の補助機関について、修正されていますが、区議会事務局についてはどうしますか。

【廣瀬会長】 を「議決機関及びその補助機関をいう」としますか。囲みの中の本文からは補助機関を削除し、「基本的な考え方」の中に、 と については補助機関を含む考え方であることを解説する方法もあります。よろしければ、そのようにします。次は、「2 自治の基本原則」に進みます。前回の資料では、4つでしたが、この資料では、これまでの議論を踏まえて5つに整理しなおしています。文章も書き替えられています。

【渡辺委員】 が明記されてよかったと思います。 では区民参加にあたっての情報提供が規定されていますが、私たち区民のもつ情報を区にも知ってもらいたいと思います。

【廣瀬会長】 囲みの中の本文は「情報を提供し」とあり、「基本的な考え方」では「情報を共有したうえ」となっています。本文の についても、参加の機会を保障する前提条件として、「情報の共有」ということばを入れた方がよいでしょう。

【谷本委員】 参加の機会の保障のための情報共有もありますが、情報共有は参加の機会の保障のためだけではないと思います。

【渡辺委員】 課題設定から区民が参加するにあたっては、区民の情報を区に共有してもらう必要があります。

【廣瀬会長】 基本原則としては、十分な情報共有のもとで、参加の機会が保障されることを明記すればよいと思いますが。

【伊丹委員】 の「区民等の団体」には区内在勤者や在学者は含まれますか。「区民等」を定義していないので、その対象がはっきりしていないと思います。

【藤原委員】 「1 - 2 用語の定義」の「基本的な考え方」に、「区民」と「区内活動者等」をあわせて「区民等」とする旨明記しておけばよいと思います。それから、渡辺委員と谷本委員のご意見の趣旨は、区民と区が意見交換をすべきであるというコミュニケーションの問題なのでしょうか。情報を区に吸い上げてほしいということであれば、別なところで規定すべきかもしれません。

【渡辺委員】 参加の機会の保障であれば区政情報の共有でよいと思いますが、自治の活動の推進の観点からは、区民の活動している人たちの情報を区がキャッチすることが重要であると思います。区が、その活動を生かしていくことができるように、団体からの情報の発信を保障することが必要だと思いました。区政の立案や見直しについては、自分たちの情報を発信しつつ参加した方がよいと思います。コミュニケーションの問題といえるかもしれませんが、現に行っている活動の情報をキャッチしてほしいと思います。

【廣瀬会長】 参加をすれば、当然そこでは区民の情報が区に発信されます。参加を保障することにより、区民の情報の発信は保障されるとも考えられます。

【本橋区民生活部長】 区と協働しようとする団体もあれば、そうではない団体もあります。団体のもつ情報を区に提供することを義務付けるような規定は難しいのではないかと思います。

【渡辺委員】 義務化する規定とすることはよくないと思います。区の区民情報のキャッチアップがあまりなかったように感じるので、参加により今後解決していくことを期待したいと思います。

【廣瀬会長】 区が区民の声に十分に耳を傾けることは大切であると考えます。区民からの情報提供を義務付ける規定はしにくいと思います。自治の基本原則は情報の共有について規定することとし、「7 - 3 区政情報の提供」で、具体的なこととして、行政に情報提供を義務付けることとします。先ほどの「区民等」の定義については、「1 - 2 用語の定義」の「基本的な考え方」の最後に、「区民と区内活動者等をあわせて区民等ということ」を明記することとします。本文の「団体」のことばですが、「区民等の自主的な活動」としたらどうでしょうか。「団体」ということばは必要でしょうか。

【星野委員】 「団体」とあえて入れなくてもよいのではないのでしょうか。「区民等」に「団体」も含まれています。

【廣瀬会長】 ここで意味している主体は、「団体」として組織化されたものだけをいうとは限らないと思います。

【藤原委員】 4ページが一番下の「区・市民団体・区民・事業者」の順番は、「市民団体・区民・事業者・区」とすべきでしょう。

【渡辺委員】 これまでの議論の中で、区民は主権者であり、区と対等というより信託の関係であると考えてきました。団体が、公共の分野などで、区と一緒に取り組むという意味においては対等関係なのではないでしょうか。

【谷本委員】 の後半は、団体の取り組みを義務化してしまうようになります。

【渡辺委員】 「(仮称)中野区市民の行う公共・公益活動推進条例」は団体のことを規定しているものですが、ここでの規定が区民個人のことを規定しているよいのでしょうか。

【小林委員】 活動すること自体と区との関係が対等である旨を規定したらどうでしょうか。

【谷本委員】 「区民等と区は、中野区の自治の発展に向けて、対等の関係で協力し合う」としたらどうでしょうか。

【廣瀬会長】 では、そのようにします。区民は、地域の課題に取り組むにあたって自分たちで課題解決してもよいし、区という自治体をつくってそれに信託し、そこにやらせてもよいのです。場合によっては2つの回路で活動することがあり、ある場面、ある地域、ある課題について、平行することがあり、そのときに対等・協力の関係でやりましょうということです。区民は常に2つの顔があり、一つは主権者であり、もう一つは自発的な活動者です。主権者としての区民について参加の保障が規定され、自前で行動する立場としての区民と区との対等・協力の関係がここで示されているのだと考えます。

【谷本委員】 本文の「自治を行う」は、「基本的な考え方」では「自治の営み」といっています。「区民の自治活動」とした方がはっきりすると思います。

【廣瀬会長】 の自治は区民の自治活動と信託による自治の両方を含むものと考えられます。

【谷本委員】 「自治を行う」とあるので、区民の具体的な自治活動のことととらえました。「自治を営む」としたらどうでしょうか。

【廣瀬会長】 それではそのように修正することとします。続いて「3 区民等の権利と責務」に移ります。 についてですが、「中野区区政情報の公開に関する条例」では、請求権者をどのように規定していますか。

【鈴木政策計画担当課長】 だれでも請求できます。

【廣瀬会長】 この「基本的な考え方」では、区内活動者等が関連する課題についてのみ知る権利をもっているように読めないでしょうか。

【藤原委員】 「権利をもつ」「責務をもつ」と表記しないで、「権利を有する」「責務を有する」とすべきではないでしょうか。

【小林委員】 の「豊かな地域社会」とあるのは、「1 - 1 条例の目的」の文章との整合で考えれば、「安心していきいきとした地域社会」とすべきではないでしょうか。

【本橋区民生活部長】 中野区の情報公開制度は、主権者に対して公開するだけでなく、行政のありようとして自らを批判に耐えられるように執行していこうという趣旨でつくられています。

【藤原委員】 「基本的な考え方」の「また、区内活動者等もその関連する課題に関する情報を知る権利をもっています。」を「また、中野区区政情報の公開に関する条例では、区内活動者等を含む何人も区政情報を知る権利を有しています。」とすればよいのではないのでしょうか。

【廣瀬会長】 そのように修正することとします。6ページの「4 区議会の役割および責務」に進みます。いかがでしょうか。

【藤原委員】 の「別に定める条例により」というのは、中野区区政情報の公開に関する条例のことをいっているのですか。そうであれば、「基本的な考え方」にある「地方自治法等の規定の範囲を超えて」ということと矛盾しないでしょうか。

【廣瀬会長】 「地方自治法等」の「等」は、既存の条例のことを表しています。よろしいでしょうか。よろしければ、7ページの「5 執行機関の役割及び責務」に進みます。「基本的な考え方」の最後の部分に、「区長の在任期間の制限」について書き加えてあります。このことについては、審議会で審議した事項であり、その審議結果を書き込みました。ただし、「マンネリズム化」という表現はあまり適当ではないように思います。

【藤原委員】 そうですね。「政策がマンネリズム化したり、組織の活力が低下したりする」という部分は、これでよいのかなという気がします。自治の基本理念からは好ましくない状況が生じる恐れがあることを書いたほうがよいと思います。

【廣瀬会長】 では、どのようなおそれがあるかという例示の部分については、そのように修正することとします。

【谷本委員】 本文中の の「政策能力の向上」は削除してよいのではないのでしょうか。

職員の努めるべきことは政策能力の向上だけではありませんし、「政策課題に適切に対応するよう努めなければならない」の方がよいと思います。

【廣瀬会長】 では、そうします。次に、9ページの「6 - 1 基本構想・基本計画の策定」に進みます。いかがでしょうか。

【鈴木政策計画担当課長】 議事録を見ると、会長が、基本計画も議決することにより、より区民の意見が反映される担保力を高めるという趣旨の発言をされている部分がありました。答申にそのことを盛り込んだ方がよろしいでしょうか。

【廣瀬会長】 神奈川県議会や三重県議会では、地方自治法の範囲を超えて、さまざまな計画を議決事項に入れることを議員提案により決めていますが、自治基本条例で規定すべきものであるとはいえません。そのような事例の紹介はしましたが、盛り込むべきとの議論ではなかったように思います。

【谷本委員】 区議会への参加の手続きがみえていない現段階では、計画を議決事項とするよりも、区民参加が保障されている執行機関の権限としておいた方がよいのではないのでしょうか。

【廣瀬会長】 基本構想について議会できちんと審議をし、方向性が定まったうえであれば、ある程度中長期的な計画は執行機関が責任をもって定め、予算の段階で議会がチェック機能を果たすという制度設計が地方自治法の考え方だと思います。計画を議決事項にするかどうかについてあえて書く必要はないと思います。

【星野委員】 私も書かなくてよいと思います。また、「基本的な考え方」に、財政見通しを踏まえる旨の説明が詳しく書かれてよかったと思います。これからは、区民が財政状況を理解していくことが重要であると思います。

【渡辺委員】 住民が要望するだけではいけないということはわかるのですが、他の自治体の条例でも、財政状況についてふれているのでしょうか。

【廣瀬会長】 自治体が中長期的な財政見通しをつくることは、実はむずかしいことです。高度成長期は、住民から要望のあること、やった方がよいことは計画にどんどん盛り込んでいけました。今後、財源が伸びない状況の中で、住民参加の段階から一定の限界の中で、あるいは限界を超えるために新たな税目をたてて、区民が自ら参加の中で決めていくことができるようにという趣旨でこの部分が書かれています。財政状況の見通しを踏まえることについては明記すべきであると思います。

【谷本委員】 「基本的な考え方」で、「財源をいかに効果的に使うかという視点で、納得

して施策等を選択する」とありますが、「財源をいかに効果的に使うかという視点を理解して、施策等を選択する」とした方がよいと思います。

【小林委員】 私は「納得して」を削除するだけでよいと思います。

【廣瀬会長】 「少ない財源」を「限りある財源」とし、「納得して」は削ることとします。

「6 - 2 行政手続」に進みます。いかがでしょうか。

【藤原委員】 「基本的な考え方」の最後の2行は網掛けがありませんが、この部分は今回の修正部分ですよね。

【本橋区民生活部長】 本文における「公正の確保と透明性の向上」と「区民の権利利益の保護」の関係がわかりにくくなっています。「図り」を「図るとともに」に修正した方がよいと思います。

【廣瀬会長】 では、そのように修正することとします。手続き上の権利利益の保護ととらえると、自治基本条例の規定の趣旨としては狭すぎるように思いますが、広く自治の基本原則の保障を権利利益と解釈すれば、狭すぎることはないと思います。

【藤原委員】 「権利利益の保護に資する」を「権利利益の保護等に資する」とすればよいと思います。

【廣瀬会長】 「6 - 3 目標を設定し成果をめざす行政運営」については、どうでしょうか。よろしければ次へ進みます。「6 - 4 公益通報制度」は、修正箇所はありません。「6 - 5 区民等の不利益救済制度」は、「基本的な考え方」の部分を、審議過程を踏まえて詳しく書き加えています。

【本橋区民生活部長】 「基本的な考え方」の最後の部分に、「区が仕組みと整備する」とありますが、介護保険の仕組みなど、区が仕組みの運営主体にならないものもあります。区が運営主体とならない仕組みも含む表現とした方が適切だと思います。

【廣瀬会長】 仕組みの整備は、区が運営主体であるしくみをつくるだけでなく、区が運営主体でない仕組みの整備も含みます。

【藤原委員】 仕組みが個別のものを指すのではなく、枠組みを整備するという意味だと思います。

【廣瀬会長】 13ページの「7 - 1 区民等の参加」に進みます。いかがでしょうか。

【谷本委員】 前回は、時間がなくて申し上げられませんでした。本文の「区民等の総意もしくは合意点を見極める」というのは相当むずかしいのではないのでしょうか。合意点を見極めることは可能であると思いますが。

【廣瀬会長】 最終的には政治的な判断にならざるを得ないかもしれませんが、それを含めての総意の見極めではないでしょうか。代表民主制における代表機関のなすべきことは、突き詰めれば、いろいろな意見、利害関係のある中で、これが総意であると、その良心と識見と、総力をあげて見極め、その判断にもとづいて区民代表としての意思決定をすることであると考えます。あらかじめできあがっている合意点の見極めだけでは不十分であると思います。

【藤原委員】 「基本的な考え方」の の部分ですが、参加しない区民等の不利益は、区民の総意を集めることの限界とは違うのではないのでしょうか。総意を集めることの限界という意味では、参加してもしなくても不利益を受けることはあり得ます。

【田辺区長室長】 「区民の総意を集めることには限界があります。」を削除すればよいでしょうか。

【渡辺委員】 いつもサービスを利用している区民でも、参加の側にまわれるとは限りません。また、運営に関わっていないサービスの利用者が不利益を受けることのないようにしてほしいと思います。

【藤原委員】 「参加しなかった区民等の不利益」ということは、どのように読み取られるのでしょうか。いろいろな読み方があるような気がします。

【伊丹委員】 少し表現があいまいになっているのかもしれませんが。個々は「区民等の参加」の項なので、「参加しなかったことを理由に不利益を受けることがない」としてはどうでしょうか。

【谷本委員】 参加している過程で発言した内容により不利益を受けることがないようにするということは規定しなくてよいでしょうか。

【藤原委員】 ここでの規定は、参加しなかった区民の意見を吸い上げるという趣旨だったのではないですか。

【廣瀬会長】 「基本的な考え方」の の前半部分を に移します。 は参加したこと、参加しなかったことにより不利益を受けないことを規定することでいかがでしょうか。よろしければ次に進みます。「7 - 2 区民等の参加の手続」は、議論の過程を「基本的な考え方」の中に追加して書き加えました。いかがでしょうか。よろしければ、「7 - 3 区政情報の提供」に進みます。この項では修正部分はありません。以上で、<資料1「 (仮称) 中野区自治基本条例に盛り込むべき内容」>については、すべて審議しました。

< 議論内容 > 「中野区の自治の発展の方向」について

【廣瀬会長】 続いて、「中野区の自治の発展の方向」について、委員のみなさんのご意見をお伺いし、それらを反映させて完成させたいと思います。事前にお送りしていただきましたので、お読みいただいていることと思います。これにつきましては、いかがでしょうか。

【谷本委員】 「自治の基本原則」でも議論したこととの関連で、1ページの「1 区民一人一人にとっての自治」の2段落目の「その地域を構成する人々の意思により行おうとするしくみ」は「その地域を構成する人々がその意思により主体的に営む仕組み」とした方がよいと思います。

【廣瀬会長】 「2 中野区における自治」では、住区協議会について、全く触れていないですね。

【渡辺委員】 「1 区民一人一人にとっての自治」のところで、自治の目的を豊かさや幸福と表現していますが、貢献意識やそれにより満たされる気持ちをもっと表現した方がよいと思います。また、中野区の自治のあゆみを記述した部分で、今後への課題についてもう少し触れた方がよいと思います。たとえば区民ワークショップなどの区民同士の話し合いにおける課題などを書いた方がよいと思います。中野区はいろいろと取り組んできているだけに、課題もみえているのではないのでしょうか。

【谷本委員】 2ページの6行目の「かつての地域共同体にみられたような拘束性を持たむのではなく」という表現は、地域共同体を否定的にとらえた表現となっていますので、拘束性を「限界を超えて」というような表現に変えた方がよいと思います。

【星野委員】 今のところはそのとおりだと思います。それから3行目の「人と人との結びつきが弱く、自治の基盤が弱いと思われがちな都市」という表現についても、中野にはあてはまらない場合が多いので、修正した方がよいと思います。

【藤原委員】 教育委員候補者選びの区民投票についての記述がありませんので、書き加えてほしいと思います。1ページ目の「1 区民一人一人にとっての自治」の最後ところは、接続詞を使わずに書いていますよね。「知恵と根気のいる過程です。」のあとに、「しかし、」と入れるのが普通の書き方だと思いますが、どうでしょうか。

【廣瀬会長】 「その絶えることのない取り組み」ということばは、「その息の長い取り組み」など、もっと前向きの表現とした方がよいでしょう。

【伊丹委員】 私も教育委員候補者選びの区民投票について書き加えた方がよいと思いま

す。また、中野区の非核都市宣言についても触れた方がよいと思います。中野区は緑地面積が少ないことから、みどりや環境問題にも言及すべきではないでしょうか。全体にわたって「地域づくり」「まちづくり」「ネットワークづくり」などのことばが出てきますが、それぞれの使い方の整理が必要であると思います。「一人一人」の表記もこれでよいでしょうか。

【谷本委員】 「3 地方分権と区の自治権の拡大」で、「区は『基礎的自治体』として自主的自律的な行財政制度を持つようになりました。」とありますが、そこまで言い切れるでしょうか。財政調整の問題など、未解決の課題も残されていると思います。

【渡辺委員】 「5 自治基本条例の制定にあたっての基本的な視点」についてですが、自治基本条例が理念だけでなく、これを使って自治を行うものであることがわかるように、なぜこのような条例にすることが必要であるかを表現した方がよいと思います。

【小林委員】 中野区の特徴として、人口構成や人の流動性が激しいことが書かれていてよいと思います。地震のときなど、大都市でも協力し合わなければならない課題があるということがわかるようにしたいと思います。

【廣瀬会長】 今日の委員のみなさんのご意見をもとに、私が事務局とつめて、完成させます。そして、もう一度委員のみなさんのもとにお送りし、確認をお願いしたいと思います。「（仮称）中野区自治基本条例に盛り込むべき内容」の方も修正のうえ、お送りします。会議をもつことは日程としてむずかしいため、各自ご確認をお願いいたします。そのうえで、できれば今月中に答申をしたいと思います。本日は、日曜日に長時間ご議論いただきまして、ありがとうございました。これで、第11回審議会を終了します。